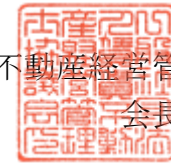


令和3年11月24日

都道府県宅地建物取引業協会 御中

一般社団法人賃貸不動産経営管理士協会



会長 坂本 久

「民間資格」賃貸不動産経営管理士(移行講習未修了) 終了(令和4年6月15日)について

この度、「民間資格」賃貸不動産経営管理士は、令和4年6月15日をもって終了となる
ことが決定いたしましたので、お知らせします。

令和2年度以前の試験に合格し、当協会に登録された、「民間資格」賃貸不動産経営
管理士で「移行講習」を令和4年6月15日までに修了されなかった方は、お持ちの管理士証
の有効期限に関わらず、令和4年6月15日をもって終了し、その効力は失われます。継続
して資格を所持するためには、下記の「移行講習」を修了する必要があります。当協会
では、当該該当者に対して直接案内文を送付するとともに、ホームページ等により広く周
知していく予定です。

貴協会におかれましては、国家資格への移行がお済みでない会員様や社員様に対して、
お早目にお手続きいただきますよう、ご周知をお願い申し上げます。

記

「移行講習」概要

- 受講対象 : 令和2年度以前の試験に合格し、登録を受けている
賃貸不動産経営管理士
 - 令和2年度以前の試験に合格したが「登録していない方」
または「登録の有効期限が切れている方」は、移行講習申込前に
「民間資格の登録、更新手続き」を行う必要があります。
(手続期限 ウェブ: 令和4年4月30日 郵送: 令和4年4月15日消印有効)
 - 上記登録要件(①宅地建物取引士である者、または②賃貸不動産関連業
務2年以上の実務経験)を満たしていない場合には、実務講習を受講し
てください。(実務講習申込: 令和3年12月1日～令和4年3月31日)
- 受講料 : 7,700円(税込) ※テキスト代含む
- 学習方法 : eラーニング講習(2時間)
- 申込期限 : 令和4年5月15日

以上

◆詳細は管理士協会ホームページで確認ください。

<https://www.chintakanrishi.jp>

賃貸不動産経営管理士



【資格者登録情報に関するお問合せ先】

TEL 0476-33-6660 (電話受付: 平日 10:00~17:00)

【民間資格終了に関するお問合せ先】

TEL 03-6821-8660 (電話受付: 平日 10:00~17:00)